

原議保存期間	5年(令和3年3月31日まで)
有効期間	一種(令和3年3月31日まで)

庁内各局部課長 殿
 (参考送付先)
 各附属機関の長
 各地方機関の長
 各都道府県警察の長

警察庁丙技企発第98号
 令和7年8月5日
 警察庁長官官房長
 (デジタル統括責任者)

警察庁におけるITガバナンス・ITマネジメントの推進体制の一部改正について
(通達)

警察における情報システムの整備及び管理に当たっては、警察庁においてITガバナンス及びITマネジメントを効果的に機能させる必要があるため、「警察庁におけるITガバナンス・ITマネジメントの推進体制」(令和4年12月1日付け警察庁丙技企発第19号(以下「旧通達」という。)別添)に基づく体制を構築しているところであるが、生成AI等の人工知能関連技術の普及に伴い、同技術が情報システムの構成要素として組み込まれることが今後増加していくと見込まれることなどを踏まえ、別添のとおり「警察庁におけるITガバナンス・ITマネジメントの推進体制」を改正し、本日から実施することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、旧通達及び「警察庁PMO(Portfolio Management Office)の設置について(通知)」(令和4年12月1日付け警察庁丙技企発第21号)は廃止する。

別添

警察庁における I T ガバナンス・I T マネジメントの推進体制

第 1 目的

この規程は、警察における情報システムの整備及び管理に関する訓令（令和 4 年警察庁訓令第 11 号。以下「システム訓令」という。）第 6 条の規定に基づき、警察庁における I T ガバナンス及び I T マネジメントを機能させるために必要な体制を定め、もって警察における情報システムの利用に係る業務を適正かつ円滑に実施するとともに、国民の利便性の向上及び負担軽減並びに警察業務の合理化及び高度化を図ることを目的とする。

第 2 定義

この規程における用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるほか、システム訓令及び警察情報セキュリティポリシー（警察における情報セキュリティに関する訓令（平成 15 年警察庁訓令第 3 号）及び当該訓令に基づいて定められた情報セキュリティに関する事項をいう。以下同じ。）における用語の例による。

1 I T ガバナンス

政府全体を統括するデジタル庁並びに各府省を統括するデジタル統括責任者及び副デジタル統括責任者を中心とした体制において、サービス・業務改革並びにこれらに伴う情報システムの整備及び管理に係る個々のプロジェクトを、全体的かつ適正に管理するための仕組みを組織に組み込み、機能させることによって、政府情報システムに係る課題解決のみならず、各組織の政策目的を実現し、個々のプロジェクトをマネジメントするだけでは出し得ない価値（便益の実現、リスクの適正化、資源の適正化）を生み出していくための機構をいう。

2 I T マネジメント

サービス・業務改革を支える情報システムの整備及び管理に係る各プロジェクトにおいて、利用者が実感できる効果を確実に達成するため、情報システムを活用するプロジェクトの計画、整備、運営、状況把握の一連の活動をいう。

3 PMO (Portfolio Management Office)

I T 施策に関して各府省庁の全体を管理する機能を担う組織をいう。

4 P J M O (Project Management Office)

各プロジェクトを遂行し、その進捗等を管理する機能を担う組織をいう。

5 中長期計画

デジタル社会の形成に向けた個別の情報システムに係る業務改革・経費削減等の方針や投資等の取組を具体化した 5 か年を基本とする中長期の計画をいう。

6 プロジェクト

特定の対象範囲に対し、特定の目的、目標を実現するために、特定の期間に実施す

る作業のまとまりをいう。

7 K P I (Key Performance Indicator)

目標・戦略を実現するために設定した具体的な業務プロセスをモニタリングするために設定される指標のうち、特に重要なものをいう。

8 工程レビュー

P J M Oがプロジェクトを健全に進行させるために、P J M O及びP M Oがそれぞれの視点でプロジェクトの状況を確認することをいう。

9 警察庁システム

警察庁が整備する警察情報システムをいう。

10 A I 関連技術

人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（令和7年法律第53号）第2条に規定する「人工知能関連技術」をいう。

第3 組織体制

1 庁内全体管理

警察庁におけるI Tガバナンスを機能させるため、サービス・業務改革並びにこれらに伴う警察庁システムの整備及び管理について、次のとおり庁内全体の管理を行う。
なお、庁内全体管理と各プロジェクトの管理の関係は別図のとおり。

(1) 体制

ア デジタル統括責任者

デジタル統括責任者は、警察庁P M O（警察庁に設置するP M Oをいう。以下同じ。）の事務を統括するとともに、次に掲げる事務を行う。

- (ア) 各プロジェクトのプロジェクト推進責任者及び情報システム責任者の指名に関すること。
- (イ) プロジェクトの立ち上げ又は重要な変更の承認に関すること。
- (ウ) サービス・業務改革並びにこれらに伴う警察庁システムの整備及び管理に関する庁内外における高度な調整に関すること。
- (エ) データの標準化、一元化及び品質の維持・向上の推進に向けた庁内に対する指示・調整に関すること。
- (オ) データマネジメント推進のためのデータガバナンスの強化及びオープンデータ化等におけるデータの利活用の推進に関すること。

イ 副デジタル統括責任者

副デジタル統括責任者は、次に掲げる事務を行う。

- (ア) サービス・業務改革並びにこれらに伴う警察庁システムの整備及び管理に関する重要事項につき、企画立案に関する事務及び関係事務の総括整理に関すること。
- (イ) デジタル庁と警察庁P M Oとの密接な連携に関すること。

ウ AI 統括責任者

警察庁にAI 統括責任者を置き、副デジタル統括責任者をもって充てる。

エ 警察庁PMO

(ア) 警察庁に警察庁PMOを置き、警察庁PMOの長として、長官官房参事官（情報化及び技術革新に関する総合調整担当）をもって充てる。

(イ) 警察庁PMOの構成員は、警察庁PMOの長が指名する。

(2) AI 統括責任者の事務

AI 統括責任者は、警察庁の業務におけるAI 関連技術の活用に関する事務を統括する。

(3) 警察庁PMOの事務

警察庁PMOは、各PJMOと連携・協力し、次に掲げる事務を行う。

ア 計画管理

庁内の各プロジェクトの計画と整合性をもって、中長期計画を適正に推進するため、次に掲げる事務を行う。

(ア) プロジェクトの立ち上げ又は重要な変更の承認に関すること。

(イ) 中長期計画に関する企画立案及び総合調整に関すること。

(ウ) 中長期計画の進捗状況の定期的な把握及び進捗状況が順調と認められない場合における各PJMOに対する必要な支援に関すること。

(エ) 中長期計画策定後のKPIの把握及び成果が順調と認められない場合の各PJMOに対する必要な支援に関すること。

イ 人材管理

庁内の各プロジェクト推進責任者等を管理するとともに、重点分野に人材が配分され、順調に育成されるよう、人事担当部門と連携・協力の上、次に掲げる事務を行う。

(ア) 各プロジェクト推進責任者及び情報システム責任者名簿の作成及び更新に関すること。

(イ) デジタル人材確保・育成計画に係る企画立案及び総合調整に関すること。

(ウ) デジタル関連の機構・定員要求の状況の把握に関すること。

(エ) デジタル関連の実員配置、人材交流の状況の把握に関すること。

(オ) デジタル人材の育成に係る企画立案に関すること。

(カ) デジタル人材のスキル認定及び認定人材の配置状況の把握に関すること。

ウ 予算管理

警察庁システムに係る予算について把握・管理するとともに、適正な内容となるよう、会計担当部門と連携・協力の上、次に掲げる事務を行う。

(ア) 本予算及び補正予算の内容に関するデジタル庁への報告及び調整に関すること。

(イ) 本予算及び補正予算における要求状況の把握、予算額の調整及び内容の適正

化に関すること。

- (ウ) デジタル庁に一括計上された予算に関する警察庁への予算の移替えに関するデジタル庁との調整に関すること。

エ 執行管理

警察庁システムに係る予算の執行について、適正な執行内容となるよう、会計担当部門と連携・協力の上、次に掲げる事務を行う。

- (ア) 警察庁システムに係る整備及び管理に関する事業の実施計画の作成に関する調整に関すること。
- (イ) 警察庁システムに係るデジタル庁から配分された予算の執行状況の把握、各執行内容の適正化及びデジタル庁への報告・調整に関すること。
- (ウ) 工程レビューの対象プロジェクトの指定、工程レビューの管理及び実施に関すること。
- (エ) 警察庁システムに係る運用・保守の実績状況を把握し、実績状況が適正と認められない場合における各PJMOに対する必要な支援に関すること。

オ データマネジメントの推進

データガバナンスを強化し、データ品質の維持・向上とデータ利活用を推進するために、関係各部局と連携・協力の上、次に掲げる事務を行う。

- (ア) データマネジメント状況の把握と各PJMOに対する支援・指導に関すること。
- (イ) データ流通を促すオープンデータの取組推進に関すること。

カ 情報資産管理

警察庁システムに係る情報資産の状態及び所在を明らかにし、迅速な課題対応等が可能となるよう、主に会計担当部門及び情報セキュリティ担当部門と連携・協力の上、次に掲げる事務を行う。

- (ア) 警察庁システムにおける基本情報、情報システム責任者等、システム構成（ハードウェア、ソフトウェア、クラウドサービス、ネットワーク、データセンター）、取扱情報等の情報資産の定期的な棚卸し等の管理に関すること。
- (イ) 情報資産の再利用に関する総合調整に関すること。

キ PJMO支援

各PJMOが行うサービス・業務改革並びにこれらに伴う警察庁システムの整備及び管理に関し、データマネジメント及びオープンデータの取組を推進するとともに、プロジェクトのリスクの適正化を図り、成功に導くため、各PJMOに対する必要な支援を行う。

ク システム監査管理

警察庁システムに係るシステム監査を効率的に実施するために主に会計担当部門及び情報セキュリティ担当部門と連携・調整し、システム監査計画に係る企画立案を行う。

ケ 警察庁システムに係る文書管理

庁内におけるＩＴガバナンス及びＩＴマネジメントに係る文書の作成、更新、周知、定着等を行う。

コ デジタル人材の業務環境整備

デジタル人材が、その能力を最大限発揮できるよう適切に役割分担を定め、担当するプロジェクト等が目指す成果について認識共有を図る、把握した情報を広くデジタル人材に共有するなどデジタル人材の業務環境の整備を行う。

サ 連絡調整窓口

サービス・業務改革並びにこれらに伴う警察庁システムの整備及び管理に関し、デジタル庁との連絡調整を行う。

シ 非常時対応

感染症の拡大、大規模災害の発生等の非常時に対応するためのシステム開発・改修について、予算管理や執行管理等の適切な支援を行う。

2 プロジェクト管理に係る体制

対象となるプロジェクトを統括・推進するため、各プロジェクトに、次に掲げる者から構成されるＰＪＭＯを設置する。

(1) 体制

ＰＪＭＯは、各プロジェクトに係る情報システムの計画、整備、運営、状況把握を計画的に実施する組織であり、その体制は、プロジェクトの成否に影響を与える重要なものである。プロジェクトを通して把握した問題点等に基づいて制度及び業務の見直しを行うなど、プロジェクトを成功させる上で制度所管部門及び業務実施部門がプロジェクトに主体的に参画することが不可欠であることから、次に掲げるプロジェクト推進責任者、プロジェクト推進管理者、情報システム部門の管理者・担当職員のみならず、制度所管部門、業務実施部門等を含むものとし、その構成者をプロジェクト計画書の中で明らかにするものとする。ただし、情報システム部門が制度所管部門及び業務実施部門の役割を全て兼ねているときはこの限りではない。

また、利用者視点でのサービス・業務改革を実現するためには関連する組織間の役割分担を見直すことも必要であり、プロジェクトを推進するに当たってこのような見直しを行える実効的な体制を確立するものとする。

ア プロジェクト推進責任者

ＰＪＭＯに、プロジェクト推進責任者を置き、デジタル統括責任者が指名するものとする。プロジェクト推進責任者は、プロジェクト計画書の策定をはじめ、サービス・業務改革並びにこれらに伴う警察庁システムの整備及び管理に関する事項についての企画立案に関する事務を総括する。

イ プロジェクト推進管理者

ＰＪＭＯに、プロジェクト推進管理者を置き、プロジェクト推進責任者が指名

するものとする。プロジェクト推進管理者は、プロジェクトの管理等の観点からプロジェクト推進責任者を補佐する。

ウ 情報システム責任者

プロジェクトにおける情報化に関する事務を担う情報システム部門の責任者として情報システム責任者を置くものとし、デジタル統括責任者が指名するものとする。情報システム責任者は、プロジェクト推進責任者及びシステムセキュリティ責任者が兼務することができるものとする。

エ 情報システム管理者

情報システム責任者を補佐するものとして、情報システム管理者を置くものとし、情報システム責任者が指名するものとする。情報システム管理者は、プロジェクト推進管理者及びシステムセキュリティ維持管理者が兼務することができるものとする。

(2) 留意事項

プロジェクトの各種活動の中でも、サービス・業務企画は、正にプロジェクトが実現した将来像を具体化するものであり、利用者にとって真に有効な情報システムを構築する上で重要なプロセスである。

したがって、プロジェクトに関する制度所管部門及び業務実施部門を中心として利用者の視点でのニーズ把握と業務の現状把握と分析を行った上で、プロジェクトの制約条件、前提条件、リスク及び問題点を抽出し、それらの解決に向けた企画案を作成していくものとする。

第4 その他

- 1 AI統括責任者及びPJMOは、この通達のほか、「行政の進化と革新のための生成AIの調達・利活用に係るガイドライン」（令和7年5月デジタル社会推進会議幹事会決定）に即して具体的な作業を実施するものとする。
- 2 警察庁PMO及びPJMOは、この通達のほか、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」（令和7年5月デジタル社会推進会議幹事会決定）に即して具体的な作業を実施するものとする。

ITガバナンス・ITマネジメントの推進体制

ITガバナンス

デジタル統括責任者

副デジタル統括責任者（A I 統括責任者）

PMO

連携・協力

会計課・人事課等

評価

戦略
方針状況
把握

ITマネジメント

PJMO

プロジェクト
推進責任者プロジェクト
推進管理者

PJMO事務局

制度所管
部署
(企画立案
部門)
管理者実務実施
部署
(業務執行
部門)
管理者情報シス
テム部門
責任者情報
セキュリ
ティ部門
責任者

PJMO

PJMO

...

計画

運営

整備

状況
把握